

トルコにおける 特許出願制度概要



ベーカー&マッケンジー
法律事務所
(外国法共同事業)

トルコ弁護士/弁理士
Mine Guner
(イスタンブール
事務所)

弁護士
富本 聖仁
(東京事務所)

弁護士
岡田 次弘
(東京事務所)

企業の知的財産権ポートフォリオの確立、その効率的な管理、権利行使、契約交渉等を、46か国に78の事務所を擁する世界的なネットワークを活用してサポートするグローバルな法律事務所。知的財産分野の専門家チームは、商標、特許、著作権、意匠、不当競争、営業秘密、ノウハウ、植物の育成者権等に関わる実務に精通している。トルコ知的財産権については、東京事務所とイスタンブール事務所が緊密に連携してアドバイスを提供している。

1. 特許を受ける権利

トルコにおいて特許を受ける権利は譲渡可能な権利であり、発明者またはその承継人に帰属する。複数人による発明の場合には、発明者の間で別段の合意がある場合を除き、全ての発明者に帰属する。もし複数の発明者が、別々に同じ発明をした場合には、特許を受ける権利は先に出願した者または優先権を有する者に帰属する。

2. 特許出願前の準備

トルコ特許庁は簡易な先行技術調査用のサービスとして以下のサーチサービスを提供している。

- EPOQUE データベースサーチ：複数の法域を対象とする特許権の簡易な検索。サーチリクエストをサーチ料金の支払いを証する領収書と共にトルコ特許庁に提出して行う。
- TURKPATENT データベース：トルコで出願され公表された特許権の検索。EPOQUE データベースサーチと同様、サーチリクエストをサーチ料金の支払いを証する領収書と共にトルコ特許庁に提出して行う。

いずれもサーチ料金は、以下のトルコ特許庁のホームページで確認できる。

<http://www.turkpatent.gov.tr/TURKPATENT/fees/informationDetail?id=112>

3. 特許出願手続き

特許出願手続きの概要は次ページに示すフローチャートのとおりである。

(1) 方式審査

トルコ特許庁はまず出願について方式審査を行う。方式審査の過程で不備が見つかった場合には、出願人に通知が発行され、通知の日から2か月以内に補正するように指示される。期限までに不備が補正されなかった場合には、出願は拒絶される。不備が見つからなかった場合には、出願人はその旨の通知を受け、出願の日から12か月以内にサーチ料金と共にサーチ依頼を提出するように促される。

(2) サーチリクエスト

サーチリクエストは、出願の日から12か月以内に、サーチ料金を支払うことによって、窓口でまたはオンラインで提出することができる。期限までにサーチリクエストが提出されないか、サーチ料金が支払われない場合には、出願は取り下げられたものとみなされる。サーチリクエストの様式やサーチ料金については、トルコ特許庁の以下のページで確認できる。

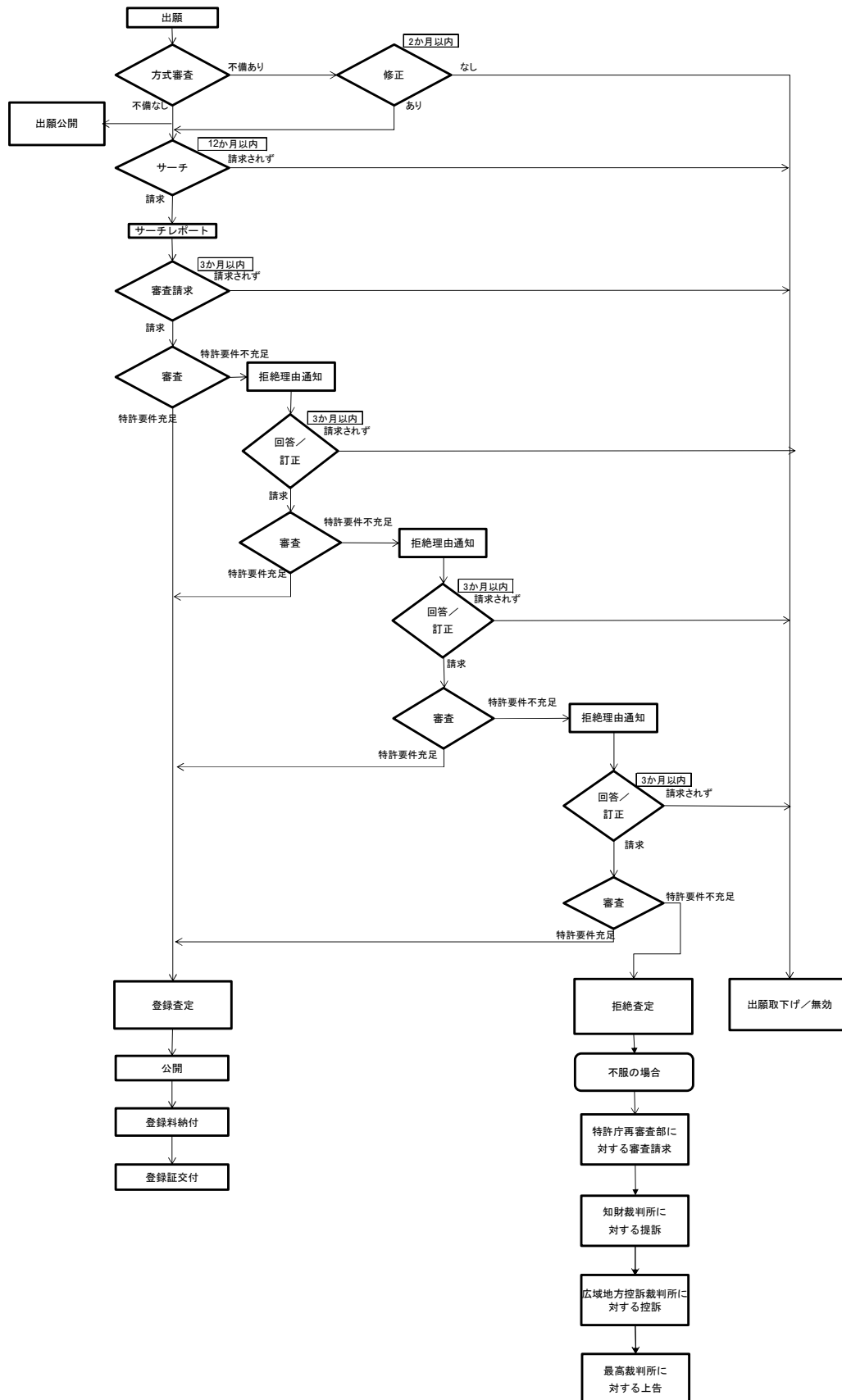
様式：

<http://www.turkpatent.gov.tr/TURKPATENT/forms/informationDetail?id=101>

料金：

<http://www.turkpatent.gov.tr/TURKPATENT/fees/informationDetail?id=112>

トルコ特許出願の流れ



(3) サーチレポート

サーチレポートは、発明の特許性判断の最初のステップといえる。サーチレポートには、発明の対象分野についての公知技術である、出願日までにトルコ国内外で公知となった文書が記載される。

また、サーチレポートには、各文書の特にどの部分が発明と関連するのかも記載される。サーチレポートは、トルコ特許庁から出願人に通知される。出願を維持する場合には、出願人は、サーチレポートの通知の日から3か月以内に、審査請求をしなければならない。

(4) 出願公開

出願は、出願日または優先日から18か月後に、トルコ特許庁の公報によって公開される。出願人は、この18か月の期間経過前に公表することをトルコ特許庁に請求することもできる。この請求は、出願時に提出される願書の様式のうち、早期出願公開の欄で行うか、出願後に、早期出願公開請求書を提出して行うことができる。もし早期出願公開請求が受理されれば、出願は受理通知後に公開されることとなる。

(5) 第三者の意見

出願公開後、第三者は、特許対象となる発明の特許性に関して、意見書を提出することができる。かかる意見書は、サーチレポートの作成までに受領された場合には、サーチレポートにおいても参酌されうる。

(6) 審査請求

出願人は、トルコ特許庁に対して、必要な審査料金を支払い、サーチレポートの通知の日から3か月以内に、審査請求をする。この間、出願人は、サーチレポートについての意見書を提出することができ、明細書、特許請求の範囲または図面を訂正することも可能である。審査請求は取り下げることはいできない。

(7) 審査中の通知および審査結果通知

審査により、発明はクレームと特許性の観点（新規性、進歩性、産業上の利用可能性）から審査される。特許権が付与される場合には、特許付与の理由を説明する審査結果通知が発行される。審査結果通知には、審査の結果のほか、サーチレポートで特定された文書、審査段階で発見された文書がある場合にはその文書、出願人の意見、出願人になされた通知がある場合にはその通知が記載される。この審査結果通知は、特許付与の判断と共に、出願人に通知される。

出願が特許要件を満たさず、または、何らかの不備を含むために、拒絶査定となる場合は、拒絶理由が出願人に通知される。通知には、拒絶理由のほか、サーチレポートで特定された文書、審査段階で発見された文書がある場合にはその文書、出願人の意見、出願が訂正された場合にはその訂正が記載される。

出願人は、拒絶理由通知から3か月以内に回答するか、明細書または特許請求の範囲を訂正することとなる。特許出願の範囲を広げる訂正は認められない。トルコ特許庁は3度までしか通知を発することができない。もし出願人が通知に回答せずまたは必要な訂正をしなかった場合には、当該出願は取り下げられたものとみなされる。もし3度の通知に対する回答が産業財産法の要件を満たさない場合には、拒絶理由とともに審査結果を示す審査結果通知（拒絶査定）が発行され、出願は効力を失う。この決定は出願人に通知されるほか、公報で公開される。

産業財産法第98条により、トルコ特許庁の審査は三度までとされる。そのため、実務上、審査官による三度目の決定が、再審査部による審査や、知的財産裁判所への提訴の対象となるかについては議論がある。再審査部の権限に関する規則は、産業財産権に関する権利または利益がトルコ特許庁の決定により害される者は、2か月以内に再審査部に審査を求めることができる旨を定めている。この点に関し、特許実務においては、再審査部への審査請求は、トルコ特許庁による四度目の審査となるとの議論もある一方で、再審査部による審査は、三度目の決

定に対する行政上の監督行為であり、新たな審査とならない限りは許されるとの指摘もある。そのため、再審査部による再審査においては、新たな議論や証拠を提出することはできず、対象はすでにトルコ特許庁に提出された議論や文書に限定されると解されている。再審査部の決定はアンカラにある知的財産裁判所への提訴の対象となる。知的財産裁判所の判断は、民事訴訟法に従い、広域地方控訴裁判所、最高裁判所への上訴の対象となる。

トルコ特許庁が、特許付与のためには訂正が必要であると判断した場合、かかる訂正は通知の日から2か月以内になさなければならない。かかる訂正がトルコ特許庁に受理された場合には、特許査定が下され、出願人に通知され、公報で公開される。訂正がなされないまたはトルコ特許庁に受理されない場合には、当該出願は取り下げられたものとみなされる。その場合も、出願人に通知されるほか、公報で公開される。

(8) 特許登録証

特許査定が下され公開された後、出願人は、料金を支払い、特許登録証を請求することができる。

(9) 特許公開

審査結通知を経て、特許登録は公報で公開される。

(10) 異議手続き

産業財産法第99条によれば、特許査定に対する異議手続きは、公報における公開の日から6か月間可能である。

異議が適法に提出された場合には、トルコ特許庁から特許権者に通知される。特許権者は、3か月の間、意見を述べ、または必要に応じて明細書、特許請求の範囲もしくは図面を訂正することができる。特許権者による明細書や特許請求の範囲の修正は、当初の範囲を拡張するものであってはならず、また、トルコ特許庁からの要求から2か月以内になさなければならない。再審査部は、トルコ特

許庁は、特許権者の提出した意見または明細書等の訂正の内容も踏まえて異議を検討する。もし無効理由を解消すべき訂正が受理されなかった場合には、特許権は無効となり、そのような訂正が受理された場合には、特許権は訂正後の内容にて存続し、公報にて公表される。

(11) トルコ特許庁の決定に対する不服申立て

出願人、特許権者その他一定の第三者は、トルコ特許庁の決定（但し産業財産法第99条に基づく異議申立てに基づく決定を除く）に対し、再審査部に不服を申し立てることができる。第99条に基づく異議申し立てについては、既に再審査部が関与しているため、それ以上さらに再審査部に不服を申し立てることはできないが、一般の民事訴訟法および産業財産法のルールに従い、知的財産裁判所に提訴することは可能である。

ソース：

トルコ産業財産法 No.6769、2016年12月22日

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)